

山形県環境教育推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（以下、「法」という。）第8条の2に定めるところにより山形県環境教育推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第8条に規定する山形県の行動計画（以下、「行動計画」という。）の作成に関する協議及び行動計画の実施に係る連絡調整
- (2) その他協議会が特に必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員12名程度で組織する。

- 2 委員は、法第8条の2第2項に基づき、学校教育及び社会教育の関係者、関係する県民、民間団体等、学識経験者、県、県教育委員会、その他必要と認める者から知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。
- 4 委員に欠員が生じた場合は、前条第2項の規定に準じ補欠委員の選任ができるものとするが、この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長にあたる。

- 2 会長は、必要と認めた場合は、第3条に定める者以外の者を会議に出席させることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 所掌事項に係る庁内の事前協議及び連絡調整のため、協議会のもとにワーキンググループを置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、山形県環境エネルギー部環境企画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月8日から施行する。

(都道府県及び市町村の行動計画)

第8条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 行動計画には、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項

二 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し実施すべき施策に関する事項

三 その他環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する重要な事項

3 都道府県及び市町村は、行動計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 都道府県及び市町村は、行動計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

5 行動計画を作成した都道府県及び市町村は、毎年一回、行動計画に基づく施策の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

6 前三項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(環境教育等推進協議会)

第8条の2 行動計画を作成しようとする都道府県及び市町村は、行動計画の作成に関する協議及び行動計画の実施に係る連絡調整を行うための環境教育等推進協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 行動計画を作成しようとする都道府県又は市町村

二 当該都道府県又は市町村の教育委員会

三 学校教育及び社会教育の関係者

四 関係する国民、民間団体等、学識経験者その他の当該都道府県又は市町村が必要と認める者

3 都道府県及び市町村は、前項第四号に掲げる者を決定するに当たっては、公募の方法により行うよう努めるものとする。

4 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重するとともに、行動計画の実施に関し、相協力して、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に努めるものとする。

5 主務大臣は、行動計画の作成及び実施が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。